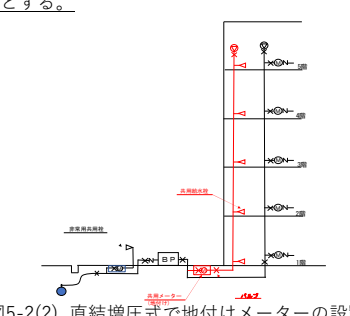
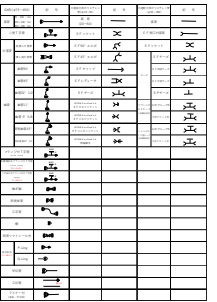
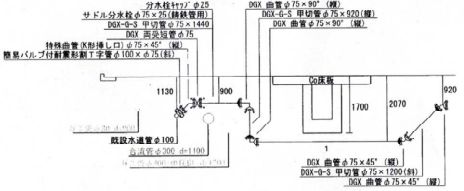
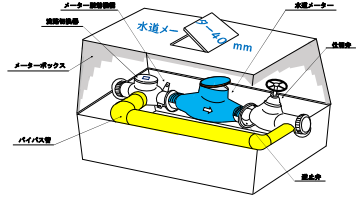
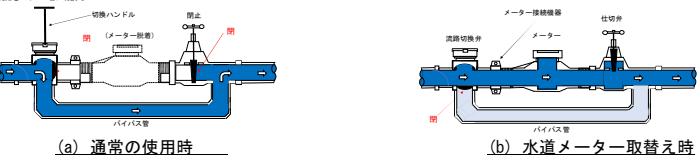
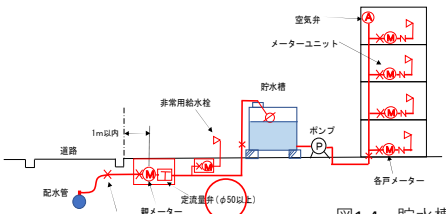
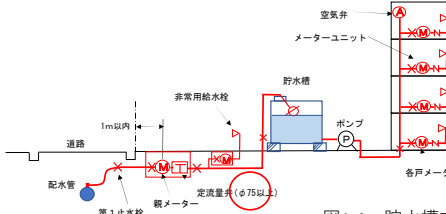
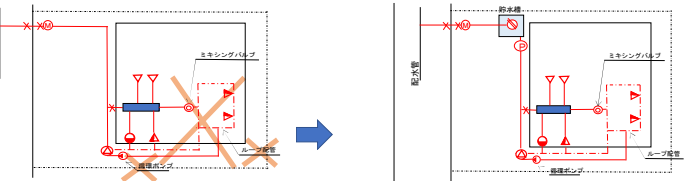



給水装置工事施行基準2023版 現行改正の対比 (案)

番号	現行頁	改訂頁	内 容		改 訂 理 由	備 考																																																																																							
			現 行	改 正																																																																																									
1	36	37		<p>新たに表2-6の次に次の3.認証の基準を挿入。3.留意事項を4.に替え、番号を浮送りにする。</p> <p>3. 認証の基準</p> <p>(1) 基準省令に定められている性能基準は、給水管及び給水用具ごとにその性能と設置場所に応じて適用される。</p> <p>(2) 1997(平成9)年7月の厚生省水道整備課長通知で示された「給水管及び給水用具の性能基準の解説」を基に耐圧、浸出、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐寒及び耐久の7項目の性能基準及び根拠となる考え方や適用対象は、表2-7に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2-7 給水管及び給水用具に適用される性能基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">性能基準</th> <th colspan="7">給水管及び給水用具</th> </tr> <tr> <th>耐圧</th> <th>浸出</th> <th>水撃限界</th> <th>逆流防止</th> <th>負圧破壊</th> <th>耐寒</th> <th>耐久</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水管</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>給水管 ボールタップ</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>バルブ</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>継手</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浄水器</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浄水器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>逆流防止</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>上記が対象でない品、流路が、逆流、逆流等</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐圧破壊試験、水撃試験(ウォーターハンマー)、凍結試験</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例：◎……常に適用される性能基準 ○……給水用具の種類、用途(飲用に用いられた場合、浸出の性能基準が適用となる)、設置場所により適用される性能基準 —……適用外</p> <p>なお、基準の確認は製造者が自らの責任で製品に係る試験成績書等により基準適合性を証明する自己認証、又は第三者認証機関による証明を利用する第三者認証により判断するものとしている。</p> <p>認証とは給水管及び給水用具が各製品の設計段階で構造材質基準に適合していることと、当該製品の製造段階でその品質の安定性が確保されていることを証明することである。(給水工事技術振興財給水装置工事技術指針2020、p151)</p>	性能基準	給水管及び給水用具							耐圧	浸出	水撃限界	逆流防止	負圧破壊	耐寒	耐久	給水管	◎	◎	—	—	—	—	—	給水管 ボールタップ	◎	○	○	○	○	○	○	バルブ	◎	○	○	—	—	○	○	継手	◎	○	—	—	—	—	—	浄水器	○	◎	—	○	—	—	—	浄水器	○	○	○	○	○	○	—	逆流防止	◎	○	—	◎	○	—	◎	上記が対象でない品、流路が、逆流、逆流等	◎	○	○	○	○	○	—	耐圧破壊試験、水撃試験(ウォーターハンマー)、凍結試験	◎	○	○	○	○	○	—	説明不足のため、挿入。	給水管及び給水用具における認証の適用は、用途や使用場所などにより異なるため、自己認証品を承認する場合、具体的に性能基準の適用を示さなければならないため、この項が必要となる。
性能基準	給水管及び給水用具																																																																																												
	耐圧	浸出	水撃限界	逆流防止	負圧破壊	耐寒	耐久																																																																																						
給水管	◎	◎	—	—	—	—	—																																																																																						
給水管 ボールタップ	◎	○	○	○	○	○	○																																																																																						
バルブ	◎	○	○	—	—	○	○																																																																																						
継手	◎	○	—	—	—	—	—																																																																																						
浄水器	○	◎	—	○	—	—	—																																																																																						
浄水器	○	○	○	○	○	○	—																																																																																						
逆流防止	◎	○	—	◎	○	—	◎																																																																																						
上記が対象でない品、流路が、逆流、逆流等	◎	○	○	○	○	○	—																																																																																						
耐圧破壊試験、水撃試験(ウォーターハンマー)、凍結試験	◎	○	○	○	○	○	—																																																																																						
2	43	45	<p style="text-align: center;">表3-4 同時使用率を考慮した給水用具数(明石市基準)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>総給水用具数(個)</th> <th>同時使用率を考慮した給水用具数(個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2~7</td><td>2</td></tr> <tr><td>8~10</td><td>3</td></tr> <tr><td>11~15</td><td>4</td></tr> <tr><td>16~20</td><td>5</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>6</td></tr> </tbody> </table> <p>(備考：明石市で水理計算する場合は、上記の表を使用する。)</p>	総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)	1	1	2~7	2	8~10	3	11~15	4	16~20	5	21~30	6	<p style="text-align: center;">表3-4 同時使用率を考慮した給水用具数</p> <p>(a) (参考：『給水装置工事技術指針』(2020、p270)の同時使用率を考慮した給水用具数は、下表のとおり。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>総給水用具数(個)</th> <th>同時使用率を考慮した給水用具数(個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2~4</td><td>2</td></tr> <tr><td>5~10</td><td>3</td></tr> <tr><td>11~15</td><td>4</td></tr> <tr><td>16~20</td><td>5</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>6</td></tr> </tbody> </table> <p>(適用：4階以上の建物に対する水理計算する場合)</p> <p>(b) (注：左表を変更し、明石市基準)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>総給水用具数(個)</th> <th>同時使用率を考慮した給水用具数(個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2~4</td><td>2</td></tr> <tr><td>5~10</td><td>3</td></tr> <tr><td>11~15</td><td>4</td></tr> <tr><td>16~20</td><td>5</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>6</td></tr> </tbody> </table> <p>(適用：①3階以下の建物に対し水理計算をする場合 ②貯水槽式から直結式に改造でメーターφ13を使用する場合)</p>	総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)	1	1	2~4	2	5~10	3	11~15	4	16~20	5	21~30	6	総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)	1	1	2~4	2	5~10	3	11~15	4	16~20	5	21~30	6	表3-4の適用を明確にするため、修正。	現在、同時使用件数を表3-4の差表を適用している。この表はφ13の装置を水理計算する場合、流速制限を越えるため、3直導入に際して設けられたものと考えられる。しかしながら、4階以上の建物には、最少口径20mmとしていることから、適用の明確化を図るため。																																													
総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)																																																																																												
1	1																																																																																												
2~7	2																																																																																												
8~10	3																																																																																												
11~15	4																																																																																												
16~20	5																																																																																												
21~30	6																																																																																												
総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)																																																																																												
1	1																																																																																												
2~4	2																																																																																												
5~10	3																																																																																												
11~15	4																																																																																												
16~20	5																																																																																												
21~30	6																																																																																												
総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)																																																																																												
1	1																																																																																												
2~4	2																																																																																												
5~10	3																																																																																												
11~15	4																																																																																												
16~20	5																																																																																												
21~30	6																																																																																												
3	46	48	<p>(4) テナントビル等で、入居者が決まっていない場合の計画使用水量は、水道メーター又は各区画への分岐口径によるものとする。(表3-6)</p>	<p>(4) ファミリーとワンルームが混在する場合は、すべてBL基準で計算する。</p> <p>(5) 貸テナントビル等で入居者が決まっていない場合、設置するメーター口径又は各区画への分岐部の口径において、管内流速2m/sを越えない流量を適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・BL基準による水量の計算を容易にする。 ・説明内容が適切でないため、修正。 	賃貸店舗等においては、未設置の給水装置の場合、使用水量は表3-6では流速制限以内の水量となっていないので、整合する。																																																																																							
4		88	<p>5. 直結増圧式(増圧猶予を含む。)において、共用の水道メーターを地付けメーターとする場合には、メーターの下流側にバルブを設置する(図5-3)。ただし、パイプシャフト内でメーターユニットを設置した場合には、このバルブは不要とする。</p>	 <p style="text-align: center;">図5-2(2) 直結増圧式で地付けメーターの設置</p>	メーターの取替を容易にするために、追加。	共用栓は地上に設置する場合を想定していたが、各階の廊下洗い等に給水栓を設置するケースが多いため、メーター取り替え時に管内の水が逆流するため、このようにすることにより作業を容易にする。																																																																																							

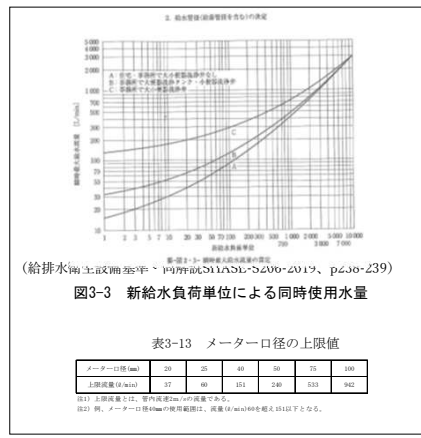
5	66	68	<p>表3-23 弁栓類その他の表示記号</p> <table border="1" data-bbox="587 163 1276 415"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>表示記号</th><th>名称</th><th>表示記号</th><th>名称</th><th>表示記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕切弁</td><td>— —</td><td>消火栓</td><td>—◎—</td><td>管の交差</td><td>—┘—</td></tr> <tr> <td>止水栓</td><td>—X—</td><td>防護管(さや管)</td><td>—≡—</td><td>水道メーター</td><td>—M—</td></tr> <tr> <td>逆止弁</td><td>—N—</td><td>口径変更</td><td>—▷—</td><td>ヘッダー</td><td>—┐—</td></tr> <tr> <td>排泥弁</td><td>—→—</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(給水工事技術振興財団：給水装置工事技術指針2020、p292:排泥弁を追加、消火栓は明石市仕様に変更)</p>	名称	表示記号	名称	表示記号	名称	表示記号	仕切弁	— —	消火栓	—◎—	管の交差	—┘—	止水栓	—X—	防護管(さや管)	—≡—	水道メーター	—M—	逆止弁	—N—	口径変更	—▷—	ヘッダー	—┐—	排泥弁	—→—					<p>表3-23 弁栓類その他の表示記号</p> <table border="1" data-bbox="1406 163 2095 415"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>表示記号</th><th>名称</th><th>表示記号</th><th>名称</th><th>表示記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕切弁</td><td>— —</td><td>消火栓</td><td>—◎—</td><td>管の交差</td><td>—┘—</td></tr> <tr> <td>止水栓</td><td>—X—</td><td>防護管(さや管)</td><td>—≡—</td><td>水道メーター</td><td>—M—</td></tr> <tr> <td>逆止弁</td><td>—N—</td><td>口径変更</td><td>—▷—</td><td>ヘッダー</td><td>—┐—</td></tr> <tr> <td>排泥弁</td><td>—→—</td><td>減圧弁</td><td>Ⓡ</td><td>定流量弁</td><td>—T—</td></tr> </tbody> </table> <p>(給水工事技術振興財団：給水装置工事技術指針2020、p292:排泥弁、<u>減圧弁、定流量弁を追加</u>。ただし消火栓は変更)</p>	名称	表示記号	名称	表示記号	名称	表示記号	仕切弁	— —	消火栓	—◎—	管の交差	—┘—	止水栓	—X—	防護管(さや管)	—≡—	水道メーター	—M—	逆止弁	—N—	口径変更	—▷—	ヘッダー	—┐—	排泥弁	—→—	減圧弁	Ⓡ	定流量弁	—T—	<p>表3-23の記号は、不足分を追加する。</p>																																																	
名称	表示記号	名称	表示記号	名称	表示記号																																																																																																													
仕切弁	— —	消火栓	—◎—	管の交差	—┘—																																																																																																													
止水栓	—X—	防護管(さや管)	—≡—	水道メーター	—M—																																																																																																													
逆止弁	—N—	口径変更	—▷—	ヘッダー	—┐—																																																																																																													
排泥弁	—→—																																																																																																																	
名称	表示記号	名称	表示記号	名称	表示記号																																																																																																													
仕切弁	— —	消火栓	—◎—	管の交差	—┘—																																																																																																													
止水栓	—X—	防護管(さや管)	—≡—	水道メーター	—M—																																																																																																													
逆止弁	—N—	口径変更	—▷—	ヘッダー	—┐—																																																																																																													
排泥弁	—→—	減圧弁	Ⓡ	定流量弁	—T—																																																																																																													
6	68	68		<p>表3-24 表2-23の補足</p> <table border="1" data-bbox="1406 520 2095 718"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>記号</th><th>名称</th><th>記号</th><th>名称</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割T字管(耐震形)</td><td>— —</td><td>仕切弁</td><td>—X—</td><td>メーター(φ40以下)</td><td>—M—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>バルブ</td><td>—⊗—</td><td>メーター(φ50)</td><td>—M—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>メーターユニット</td><td>—XON—</td><td>メーター(φ75以上)</td><td>—M—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>メーターバイパスユニット</td><td>—XON—</td><td>電磁弁</td><td>—⊗—</td></tr> </tbody> </table>	名称	記号	名称	記号	名称	記号	割T字管(耐震形)	— —	仕切弁	—X—	メーター(φ40以下)	—M—			バルブ	—⊗—	メーター(φ50)	—M—			メーターユニット	—XON—	メーター(φ75以上)	—M—			メーターバイパスユニット	—XON—	電磁弁	—⊗—	<p>表3-23の従来使用しているものと、新たな追加とを分けることで理解を容易にするため。</p>																																																																															
名称	記号	名称	記号	名称	記号																																																																																																													
割T字管(耐震形)	— —	仕切弁	—X—	メーター(φ40以下)	—M—																																																																																																													
		バルブ	—⊗—	メーター(φ50)	—M—																																																																																																													
		メーターユニット	—XON—	メーター(φ75以上)	—M—																																																																																																													
		メーターバイパスユニット	—XON—	電磁弁	—⊗—																																																																																																													
7		70		<p>表3-29 GX管及び栓類の表示記号</p> 	<p>铸铁管等の管割り図作成のため</p>																																																																																																													
8		71		<p>⑥ 配水管の分岐から水道メーターまでの給水管は、管種、口径、延長を記入する。铸铁管(φ75以上)及びPE管(φ50以上)を道路等に布設する場合は、維持管理のため、平面図には配管記号を用いて図示するとともに、詳細図として配水管の分岐から宅地内等の「縦断面図」(図3-10)、「横断面図」は20mに一箇所を基準とする。表3-24 表2-23の補足</p>  <p>図3-10 縦断面図の作図例</p>	<p>竣工図を丁寧かつ正確に記録することは、維持管理において、重要かつ必須であると考えられる。</p>																																																																																																													
9	95	109	<p>6.2.1 貯水槽式給水の構造 上から6行目 4. 親メーター(φ50以上)の二次側直近に定流量弁(局の貸与品)を設置する。 上から13行目 や配水管への大きな圧力変動等が生じることから、口径50mm以上の水道メーターには局貸与の定流量弁を設置する</p>	<p>6.2.1 貯水槽式給水の構造 上から6行目を修正 4. 親メーター(φ75以上)の二次側直近に定流量弁(局の貸与品)を設置する。 上から13行目を修正 や配水管への大きな圧力変動等が生じることから、口径75mm以上の水道メーターには局貸与の定流量弁を設置する</p>	<p>誤り分を訂正する。</p>																																																																																																													
10	105	119	<p>表7-1 φ50までの分岐工法</p> <table border="1" data-bbox="629 1591 1169 1864"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被分岐管口径</th><th colspan="5">分岐口径</th></tr> <tr> <th>50</th><th>40</th><th>30</th><th>25</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DIP(φ75以上)</td><td colspan="5">サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td rowspan="5">VP</td><td>75以上</td><td colspan="4">サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td>50</td><td>チーズ</td><td colspan="3">サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td>40</td><td>チーズ</td><td colspan="3">サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td>30</td><td colspan="4">チーズ</td></tr> <tr> <td>25</td><td colspan="4">チーズ</td></tr> <tr> <td rowspan="2">PE(水道配水用ポリエチレン管)</td><td>50</td><td>EFチーズ</td><td colspan="3">EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td>75,100</td><td colspan="4">EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓</td></tr> </tbody> </table>	被分岐管口径	分岐口径					50	40	30	25	20	DIP(φ75以上)	サドル付分水栓					VP	75以上	サドル付分水栓				50	チーズ	サドル付分水栓			40	チーズ	サドル付分水栓			30	チーズ				25	チーズ				PE(水道配水用ポリエチレン管)	50	EFチーズ	EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓			75,100	EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓				<p>表7-1 φ50までの分岐工法</p> <table border="1" data-bbox="1466 1591 2006 1864"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被分岐管口径</th><th colspan="5">分岐口径</th></tr> <tr> <th>50</th><th>40</th><th>30</th><th>25</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DIP(φ75以上)</td><td colspan="5">サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td rowspan="5">VP</td><td>75以上</td><td colspan="4">サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td>50</td><td>チーズ</td><td colspan="3">サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td>40</td><td>チーズ</td><td colspan="3">サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td>30</td><td colspan="4">チーズ</td></tr> <tr> <td>25</td><td colspan="4">チーズ</td></tr> <tr> <td rowspan="2">PE(水道配水用ポリエチレン管)</td><td>50</td><td>EFチーズ</td><td colspan="3">EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓</td></tr> <tr> <td>75,100</td><td colspan="4">EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓</td></tr> </tbody> </table>	被分岐管口径	分岐口径					50	40	30	25	20	DIP(φ75以上)	サドル付分水栓					VP	75以上	サドル付分水栓				50	チーズ	サドル付分水栓			40	チーズ	サドル付分水栓			30	チーズ				25	チーズ				PE(水道配水用ポリエチレン管)	50	EFチーズ	EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓			75,100	EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓				<p>誤り分を訂正する。</p>	
被分岐管口径	分岐口径																																																																																																																	
	50	40	30	25	20																																																																																																													
DIP(φ75以上)	サドル付分水栓																																																																																																																	
VP	75以上	サドル付分水栓																																																																																																																
	50	チーズ	サドル付分水栓																																																																																																															
	40	チーズ	サドル付分水栓																																																																																																															
	30	チーズ																																																																																																																
	25	チーズ																																																																																																																
PE(水道配水用ポリエチレン管)	50	EFチーズ	EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓																																																																																																															
	75,100	EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓																																																																																																																
被分岐管口径	分岐口径																																																																																																																	
	50	40	30	25	20																																																																																																													
DIP(φ75以上)	サドル付分水栓																																																																																																																	
VP	75以上	サドル付分水栓																																																																																																																
	50	チーズ	サドル付分水栓																																																																																																															
	40	チーズ	サドル付分水栓																																																																																																															
	30	チーズ																																																																																																																
	25	チーズ																																																																																																																
PE(水道配水用ポリエチレン管)	50	EFチーズ	EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓																																																																																																															
	75,100	EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓																																																																																																																

11		140		<p>新たに7.5.3を挿入 7.5.3 メーターバイパスユニットの設置</p> <p>1. 給水装置設置後において、水道メーター取替等に断水等が生じ支障となる建物には、メーターバイパスユニットを設置することができる。</p> <p>2. 前項でメーターバイパスユニットを設置する建物は、口径40mm以上の直結式給水で、次の施設とする。</p> <p>(1) 特別老人ホーム (2) 店舗 (3) 工場 (4) その他、維持管理上で支障があると判断される施設</p> <p>3. 前項以外で、申込者がメーターバイパスユニットの設置を申し出する場合は、事前協議し設置するものとする。</p> <p>4. メーターバイパスユニットの設置においては、製造メーカーの取扱説明書に記載された内容を留意し、適切に維持管理できるように設置する。</p> <p>【内容説明】 1. メーターバイパスユニットとは、不断水でメーターの設置、交換を容易にするものである。最近、メーター取替作業において、使用者側からの通常時間帯に作業を拒否や時間指定等にますます困難なものになっているのが現状である。このことを解消するため、メーターバイパスユニットにより解消するために設置する。</p> <p>2. メーターバイパスユニットの構造は、圧着で接合するメーター接続機器、仕切弁（逆止弁を内蔵）、流路切換弁、一次側と二次側を繋ぐバイパス管を備えたもの、とメーターボックスとを一体としたもの。（図7-26(3)）</p>  <p>図7-26(3) メーターバイパスユニットの例</p>	メーターバイパスユニットの採用により追加。	
		141		<p>3. メーターバイパスユニットの機能は、図7-26(4)のとおりメーター取替時にはバイパス側を通水させ、断水を回避できる機能を持たせたものである。</p>  <p>図7-26(4) メーターバイパスユニットの例</p> <p>4. 仕様は、表2-2(2)、表2-3、図2-19を参照。</p>		
12	145	165		<p>7.9 給水装置のシステム基準 現行p.145上から2行目に挿入</p> <p>構造材質基準を適用するために必要な技術的細目は厚生労働省で定められており、システム基準は給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準を明確にしたものである。</p> <p>システム基準の具体例として、①必要な耐圧性能が確保されるよう、給水管、接手等が適切に接合されていること、②施工現場の状況に応じて、必要な耐食性等を有する部品の選択や防護措置が取られていること、③給水用具自体が水撃限界性能や耐寒性能を有していない場合でも、給水装置としてこれらの性能が確保されていること、④逆流防止性能、負圧破壊性能を有する給水用具を適切に配置すること等により、汚水の逆流が確実に防止されていること等である。</p>	構造材質基準システム基準の説明不足のため、挿入。	
13	10	10	 <p>図1-4 貯水槽方式</p>	 <p>図1-4 貯水槽方式</p>	図1-4の中、定流量弁(φ50以上)を(φ75以上)に訂正	

14	129	147 148	<p>7.7.1基本事項</p> <p>【内容説明】</p>	<p>7.7.1基本事項</p> <p>【内容説明】</p> <p>4. 給水管の配管は、給水装置の構造材質基準を遵守し、維持管理等を容易となるよう、基本的な配管と留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) できるだけ直線かつシンプルに配管する。(図7-26(3))</p>  <p>図7-26(3) 例(1)</p> <p>(2) 配管は、配水管分岐口径と同径もしくはそれ以下の口径、先細り管とする。ただし、5.6の改造工事の場合は除く。(図7-26(4))</p>  <p>図7-26(4) 例(2)</p> <p>(3) 配管の末端には給水栓、湯沸器等の特殊器具とする。なお、将来、給水栓を増設するためとしてバルブ止めは、停滞水、無届工事等の発生に繋がるため、行ってはならない。(図7-26(5))</p>  <p>図7-26(5) 例(3)</p>	<p>現行P129の文末に追加する。 配管工事の基本を挿入する。</p>	<p>配管の基本を、具体的に説明する。</p>
15	182	202	<p>8.4.2 穿孔監督依頼</p> <p>1. 配水管から分岐工事を行う場合は、「配水管穿孔監督依頼書(様式第56号)」及び道路占用許可申請書等(写し)を提出し立会の日時を予約する。</p> <p>2. 分岐工事には、主任技術者が立会する。</p>	<p>(4) スイミングスクール等は多量の水を使用するため、貯水槽式給水とする。なお、配管途中で、口径の脹らまし及びびループ配管、循環ポンプの設置等は、行ってはならない。(図7-26(6))</p>  <p>図7-26(6) 例(4)</p> <p>(5) クロスコネクションとなる配管はしない。(図7-26(7)) (7.9.5 参照)</p>  <p>図7-26(7) 例(5)</p> <p>(6) 給水装置又は貯水槽水道以下の給水設備において、私設水道メーターを設置してはならない。</p>	<p>2項に排泥弁及び消火栓を設ける給水管の水圧検査の手続きを載せる。</p>	<p>旧基準の記載漏れ</p>
15	182	202	<p>8.4.2 穿孔監督依頼</p> <p>1. 配水管から分岐工事を行う場合は、「配水管穿孔監督依頼書(様式第56号)」及び道路占用許可申請書等(写し)を提出し立会の日時を予約する。</p> <p>2. 分岐工事には、主任技術者が立会する。</p>	<p>8.4.2 穿孔監督依頼等 現行P.182の上から2行目</p> <p>1. 穿孔監督</p> <p>(1) 配水管から分岐工事を行う場合は、「配水管穿孔監督依頼書(様式第56号)」及び道路占用許可申請書等(写し)を提出し立会の日時を予約する。</p> <p>(2) 分岐工事には、主任技術者が立会する。</p> <p>2. 排泥弁及び消火栓を設ける給水管は、事前に「新設給水管水圧検査願」を提出の上、布設後に水圧検査を行う。この検査合格後に主管からの分岐を行う。</p> <p>3. 道路占用許可申請は、個人申請とする。</p>	<p>2項に排泥弁及び消火栓を設ける給水管の水圧検査の手続きを載せる。</p>	<p>旧基準の記載漏れ</p>

16		203		<p>2. 排泥弁及び消火栓を設ける給水管の水圧検査</p> <p>(1) 水圧検査の依頼 排泥弁及び消火栓を設ける給水管は、「穿孔監督依頼」に際し、「新設給水管水圧検査願」(図8-24)を同時に提出する。</p> <p>(2) 水圧検査の範囲図 道路止水栓又は仕切弁から巻末の排泥弁又は消火栓までの給水管とする。(図8-28) ただし、この給水管からの分岐は、水圧検査が合格後とする。</p>  <p>図8-28 水圧検査の方法</p>	2項の説明を挿入	旧基準の記載漏れ
17	183	203	<p>3. 占用申請について</p> <p>(1) 占用申請の手続き</p> <p>① 市道及び県道の道路占用申請は、個人申請である。</p> <p>② 国道は局申請（電子申請）するため、必要な関係書類を局に提出する。</p> <p>③ 県道、国道に係る継続申請は、竣工後、局に権利譲渡の手続きを行う。</p> <p>④ 水路敷等の許可申請が必要な場合、指定工事業者は事前協議を行い所定の申請を行う。</p>	<p>3. 占用申請等について</p> <p>給水管を公道に布設する場合は、道路法第32条の規定により、道路管理者に対し道路占用許可申請書を提出する前に、水道局給水係の窓口で「局の経由印」を得るものとする。</p> <p>(1) 占用申請の手続き(表8-4 参照)</p> <p>① 市道及び県道の道路占用申請は、個人申請である。</p> <p>② 国道は局申請（電子申請）するため、必要な関係書類を局に提出する。</p> <p>③ 県道、国道に係る継続申請は、竣工後、局に権利譲渡の手続きを行う。</p> <p>④ 水路敷等の許可申請が必要な場合、指定工事業者は事前協議を行い所定の申請を行う。</p>  <p>図8-27 新設給水管水圧検査願</p>	<p>現行P.183の上から1行目に挿入</p>	<p>道路占用申請の根拠を説明する。</p>
18		205		<p>現行P.184の文末に挿入</p> <p>(3) 道路及び地下埋設物管理者等の問合せ先(表8-5)</p>	<p>教務を円滑にするため。</p>	
		206		<p>表8-5 道路及び地下埋設物管理者等の問合せ先一覧表</p> 		<p>具体的に問合せ窓口を載せる。</p>
19	142	162	(2) G X形(呼び径75~250)直管継手の接合(図7-39)	<p>上から12行目</p> <p>(2) G X形(呼び径75~450)直管継手の接合(図7-55)</p>	<p>以前はφ250までであったが、φ450まで拡大。</p>	
20	49	51	<p>下から3行目</p> <p>(2) 図3-2のグラフ又は1.(2)の式から同時使用水量(Q)を求める。</p>	<p>下から4行目</p> <p>(2) 図3-2のグラフから、求めた器具負荷単位数を①又は②グラフに対応させ、縦軸の同時使用水量(Q)で求める。</p>	<p>H4度に1.(")の指揮を削除したが、修正漏れ。</p>	
21	50	52	<p>現行P.50図・表の位置</p>  <p>表3-11 給水用具給水負荷単位</p>  <p>表3-12 新給水用具給水負荷単位</p>	<p>現行P.52の表3-13のメーター口径の上限値を、改正.52の表3-11の下に移す。</p>  <p>表3-11 給水用具給水負荷単位</p> <p>(給水工事技術振興財団：給水装置工事技術指針2020、p272・273)</p>  <p>表3-13 メーター口径の上限値</p> <p>メーター口径(mm) 20 25 40 50 75 100 上限設置高(hm) 37 40 111 240 323 342</p> <p>注1) 本指針より、管内設置メーターの設置高は、設置高を概算値として示す。 注2) 概、メーター口径が40mm未満の場合は、設置高を概算値として示す。</p>	<p>関係する表と図の内容を一致させる。</p>	

22 | 52 | 54 | 現行P.52の図・表の位置



現行P. 50の表3-12新給水負荷単位を、改正P. 54の図3-3の上に移す。

表3-12 新給水用具負荷単位

器具名	新給水負荷単位	備考
洗濯機	1	ランド式
冷蔵庫	2	
食器洗い乾燥機	3	ローター付
炊飯器	7	
電気コトコト	10	炊飯器・湯沸かし・湯沸かし・湯沸かし
洗濯機	5	ランド式
電子レンジ	1.5	ランド式
炊飯器	3	炊飯器(圧力炊飯器を除く)
洗濯機	1.5	ランド式
炊飯器	5	ランド式
電子レンジ	1.5	ランド式

(給排水衛生設備基準・同解説SHASE-S206-2019、p235)

図3-3 新給水負荷単位による同時使用水量

(給排水衛生設備基準・同解説SHASE-S206-2019、p238-239)

23 | 195 | 217 |

現行P. 195の2行目に

① φ30以下 図9-8 耐圧検査の範囲

② φ40以上(排泥弁及び消火栓を設ける給水主管の水圧検査)(図9-9)

図9-9 φ40以上の耐圧検査(φ50の場合の例)

24 | 67 | 69 |

表3-27 工事別の表示記号

名称	給水管		給湯管		撤去	廃止
	新設	既設	新設	既設		
線別	実線(朱)	破線(黒)	一点鎖線(朱)	二点鎖線(黒)	破線(黒)を斜線(朱)で消す	
記入例	—————	-----	-----	-----

(給水工事技術振興財団：給水装置工事技術指針2020、p292)

表3-27 工事別の表示記号

名称	給水管		給湯管		撤去	廃止
	新設	既設	新設	既設		
線別	実線	破線	一点鎖線	二点鎖線	実線を斜線で消す	
記入例	—————	-----	-----	-----

(給水工事技術振興財団：給水装置工事技術指針2020、p292：明石市で一部加工)

表示記号の内容を整理。

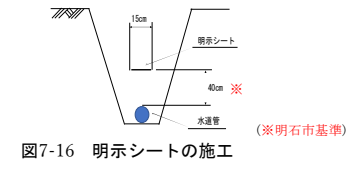
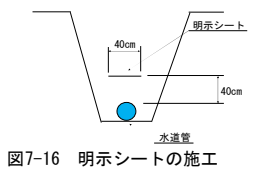
25 | 115 | 129 |

上から8行目
(2) 口径75mm以上の給水管には、明示テープをらせん状に巻く。

上から8行目
(2) 口径50mm以下の給水管には、明示テープをらせん状に巻く。

誤記の訂正。

26 | 115 | 129 |



実務で明示シートは幅15cmである。

27 | | 129 |

3. ロケーティングワイヤーの布設
水道配水用ポリエチレン管は非導電管であることから、管路探知作業を容易にするために、ロケーティングワイヤーを布設する。次に施工要領を示す。
(1) 取扱いの留意事項
① ワイヤー先端部の処理 ワイヤーの先端部は水分が入ると錆が生じるので、必ず指定のキャップで先端部を処理する。(図7-17)

水道配水用ポリエチレン管の布設に伴ないロケーティングワイヤーの布設が必要であるため、施行方法を明記する。

130 |

② ワイヤー相互連絡 ワイヤーは、図7-18に示す(1)～(4)の手順で行う。

図7-18 ワイヤーの接続手順

(1) ワイヤーAとワイヤーBを結ぶ。キャップで先端部の処理をする。

(2) 結び目をねじってAの先端をBのワイヤーに、Bの先端をA側のワイヤーに向ける。

(3) Aの先端をBのワイヤーに、Bの先端をAのワイヤーにそれぞれすきまなく15cm程度巻く。

(4) 巻きつけた上から自己粘着テープでテーピングする。 ※自己粘着テープでテーピングした後、さらにビニルテープを巻くとベストである。

(2) 配水管への施工

① 本管への配線……本管上の起点部に先端部の処置したワイヤーを5～6回程度コイル状に巻いてビニルテープで固定する。固定後、ワイヤーを本管上に若干の緩みをもたせながら配線し、適当な間隔（約2m）でワイヤークリッパー又はビニルテープで固定する。（図7-19）

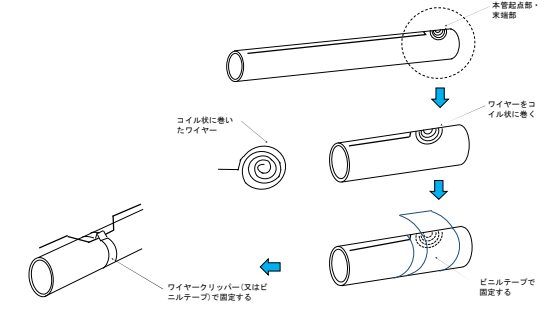


図7-19 本管への配線

② 本管端末部の処理

先端部の処理（図7-17）と同様。

④ バルブボックス・消火栓ボックスへの配線

ワイヤーを切断せず、ねじって図7-20のように折返して輪をつくり、地上から手の届く位置まで立ち上げる。（探知器との接続部となる。）

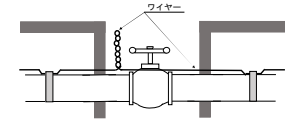


図7-20 バルブボックス・消火栓ボックスへの配線

⑤ T字型のジョイント

ジョイントする側のワイヤーを本管側のワイヤーに隙間なく15cm程度巻きつけ、ワイヤークリッパー又はビニルテープで固定する。（図7-21）

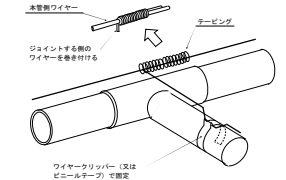


図7-21 T字型のジョイント

(配水用) リエチンパイプシステム協会:水道配水用ポリエチレン管及び管継手維持管理マニュアル2017, p41～43)

131

28

73～76

3.6.2 留意事項

No.	項目	作業方法	留意事項
1	配管準備		① 折し出し、製作長さより100mm短く、10mmの余裕を確保する。 ② 折し出し、10mmの余裕を確保する。 ③ 折し出し、折曲半径R100mm、折曲角度90°とする。 ④ 折曲半径R100mm、折曲角度90°とする。 ⑤ 折曲半径R100mm、折曲角度90°とする。 ⑥ 折曲半径R100mm、折曲角度90°とする。 ⑦ 折曲半径R100mm、折曲角度90°とする。
2	配管工事(1)本管(1)本管(1)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。
3	配管工事(2)本管(2)本管(2)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。
4	配管工事(3)本管(3)本管(3)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。
5	配管工事(4)本管(4)本管(4)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。
6	配管工事(5)本管(5)本管(5)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。
7	配管工事(6)本管(6)本管(6)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。
8	配管工事(7)本管(7)本管(7)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。
9	配管工事(8)本管(8)本管(8)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。
10	配管工事(9)本管(9)本管(9)本管		① 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ② 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ③ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ④ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑤ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑥ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。 ⑦ 掘削機で掘削し、掘削機で掘削する。

作図における、留意点を挙げるにより、図面作成を容易にする。

